

独占禁止法基本問題懇談会資料 (第23回)

平成19年1月18日

公正取引委員会事務総局

被疑事実等の告知

審査規則第20条

(被疑事実等の告知)

第二十条 審査官は、法第四十七条第二項の規定に基づいて同条第一項第四号の規定により検査をする場合には、次に掲げる事項を記載した文書を関係者に交付するものとする。

- 一 事件名
- 二 法の規定に違反する被疑事実の要旨
- 三 関係法条

調書における記載

独占禁止法第48条

第四十八条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、かつ、特に前条第一項に規定する処分があつたときは、処分をした年月日及びその結果を明らかにしておかなければならない。

審査規則第13条(供述調書)

(供述調書)

第十三条 委員会の職員は、事件関係人又は参考人が任意に供述した場合において、必要があると認めるときは、これを録取した供述調書を作成するものとする。

2 前二条の規定は、前項の調書について準用する。

調書化された供述内容を覆す供述を信用しがたいと判断した判決の例(1)

- ・ 東京高等裁判所 平成14年(行ケ)第552号(プロイラー事件課徴金納付命令審決取消訴訟)判決(平成15年4月25日)

「原告は、査第2号証及び第3号証(いずれも原告代表者の審査官に対する供述調書)には信用性がない旨主張する。しかしながら、査第2号証については、原告代表者は、審査官から記載内容を読み聞かせられ、事実及び趣旨が異なる箇所につき訂正を求めた上で、誤りがないとして署名押印しているものであり、その供述内容は詳細かつ具体的であって、信用性がないということとはできない。査第3号証について、原告は、原告代表者は白紙に署名押印したものであり、調書を読み聞かせてもらったことはないと主張し、原告代表者は第5回審判期日において同旨の供述をするが、その供述は、査第3号証の形式・記載内容及びY審査官の第6回審判期日における供述に照らしてにわかに採用することができず、ほかに上記主張事実を認めるべき証拠はないから、査第3号証の信用性を認めた本件審決の判断は相当である。なお、原告は、Y審査官が上記供述において、四国支所の職員は当時3名であり、ワープロは1人1台ではなかったと述べた点を捉えて、当時四国支所にあったワープロは多くても2台であったということになるから、ワープロを持参していたとのY審査官の供述は疑わしい旨主張するが、Y審査官の供述の趣旨は、当時供述の録取を担当していた審査課の職員の数とその使用していたワープロの台数を述べたにすぎないと解されるのであって、四国支所の他の部署に使用可能なワープロがなかったとまで認めるに足りる証拠はない。」

調書化された供述内容を覆す供述を信用しがたいと判断した判決の例(2)

- ・ 東京高等裁判所 平成17年(行ケ)第136(千葉市土木工事入札談合事件課徴金納付命令審決取消訴訟)判決(平成18年2月3日)

「原告代表者は、審判手続での審訊において、本件各工事について、相指名業者に対する受注希望の表明、相指名業者の受注希望の確認、相指名業者との受注予定者を決めるための話し合いはせず、相指名業者への入札価格の連絡もしていない旨述べ、原告において申請した参考人A、参考人B及び参考人Cも、これに沿う供述をする。(中略)しかし、原告代表者は、平成14年中に、被告の審査官に対し、前記第2の3(1)の認定どおりの供述をし、その供述調書の内容に誤りがないことを確認の上、署名押印しているものであり(証拠略)、上記審訊において、供述を翻すに至った合理的理由は全く明らかにされていない。むしろ、原告代表者の審訊における供述中にはあいまいな点や不自然な点も少なくないのに対し、原告代表者の審査官に対する供述内容は、具体的かつ詳細である。上記参考人らも、平成14年中に、被告の審査官に対し、前記第2の3(1)の認定事実に沿う供述をし、その供述調書の内容に誤りがないことを確認の上、署名押印しているにもかかわらず(証拠略)、上記審訊において、供述を翻すに至った理由は必ずしも明らかではない上、あいまいな部分もみられる。(中略)また、原告から提出された本件工事及びに係る「入札現説原簿」と題する各書面(証拠略)中には、原告及び相指名業者全員の本件工事及びに係る1回目の入札価格が記載され、その記載は、全員の実際の入札価格と一致している上、本件工事及びは原告が1回目の入札において落札したにもかかわらず、上記書面には原告の2回目の入札価格だけでなく相指名業者全員の2回目の入札価格も記載されていることからすると(証拠略)、原告は、入札前に自社の入札価格を決めた上で、入札が2回に及んだ場合をも想定して相指名業者の1回目及び2回目の入札価格を決定し、相指名業者全員に入札価格を連絡するため上記書面に各入札価格を記載したことが強く疑われる。この点について、原告代表者は、上記審訊において、上記書面に相指名業者の入札価格まで記載されている理由について何ら合理的な説明をしていない。(中略)以上の諸点に照らせば、原告代表者や参考人らの審訊における供述は、採用することができず、他に、本件審決における事実認定が実質的証拠を欠くものであることを基礎付ける証拠はない。」

調書化された供述内容を覆す供述を信用しがたいと判断した判決の例(3)

- ・ 大阪高等裁判所 平成17年(行コ)第91号(ごみ焼却炉入札談合事件住民訴訟)判決(平成18年9月14日)^(注)

「A社のXは、…公取委の審査官に対し、前記(1)エと同旨の供述をしている。これに対し、控訴人は、Xの公取委の審査官に対する初期供述を録取した…供述調書(2通)は、公取委がA社への立入検査を実施した当日に作成されたものであり、混乱に乘じ、審査官の誤った先入観と予断によって誘導して作成された疑いがある、また、上記各供述調書は、Xに閲読をさせずに作成されたものであり、Xが供述調書の記載内容を冷静に確認した上で署名指印をしたとはいえず、…Xも、後日の公取委の審査官による審訊や別件訴訟の証人尋問において、…本件基本合意の存在について否定し、上記初期供述については、…早く帰りたいだったので供述調書の内容をよく理解しないまま署名指印してしまったなどと、初期供述の内容を覆す供述をしている。(中略)しかしながら、前記Xの初期供述に係る各供述調書は、公取委がA社への立入検査を実施した当日に作成されたものであり、Xの記憶が比較的鮮明であり、かつ、Xが他の者に相談したり、他の者から示唆又は指示を受けることのない状況での供述を録取したものである。しかも、Xの初期供述は、審査官が、立入検査によって収集した証拠を整理・検討するいとまのない時点でのものであるから、審査官による誘導がされた可能性はむしろ低いというべきである。(中略)そして、Xは、平成10年9月17日の事情聴取を終えてA社に帰社した後、審査官に対して供述した初期供述の内容を上司や弁護士らに報告し、協議したことにより、その重要性(A社にとって著しく不利益な内容であること)を自覚したため、審訊の際には、談合の事実を一転して否認し、初期供述の事情聴取の状況について曖昧かつ不合理な供述に終始するようになったものと考えるのが合理的である。したがって、前記審訊の際のXの供述内容については、初期供述に比して信用性に乏しいものといわざるを得ない。以上によれば、Xの初期供述に係る前記各供述調書の信用性は、いずれも十分これを認め得るものであって、この点に関する控訴人の主張は、いずれも採用することができない。」

(注)ごみ焼却炉住民訴訟判決には、本判決の他東京高裁判決等12判決が存在し、ほとんどの判決で同旨の判示がなされている。

緊急停止命令の申立てを行った事例

件名	申立日 (A)	東京高裁決定日 (B)	東京高裁決定内容	審理日数 (A-B)
(株)朝日新聞社ほか153名に対する件	昭和30年3月16日	昭和30年4月6日	一部容認 一部却下	21
伊藤勲に対する件	昭和30年7月4日	昭和30年7月29日	容認	25
(株)大阪読売新聞社に対する件	昭和30年10月5日	昭和30年11月5日	容認	31
(株)北国新聞社に対する件	昭和31年12月21日	昭和32年3月18日	容認	87
八幡製鉄所(株)ほか1名に対する件	昭和44年5月7日 昭和44年5月30日 取下げ	-	-	-
(株)中部読売新聞社に対する件	昭和50年3月25日	昭和50年4月30日	容認	36
(株)有線ブロードネットワークスほか1社に対する件	平成16年6月30日 平成16年9月14日 取下げ	-	-	-

平均審理日数	40
--------	----

審判事件における担当審判官の構成

	件数	法曹資格者数が 担当する件数	法曹資格者数別件数
単独審判	2件(注)	0件	-
合議体審判(3人)	98件	98件	1人:57件
			2人:41件
			3人:0件
合計	100件		

(注)ともに課徴金審判



合議体審判については、

- ・すべての審判に法曹資格者が担当審判官として含まれている。
- ・83件で法曹資格者が審判長となっている。

委員会に対する直接陳述

独占禁止法第63条

(委員会に対する直接陳述)

第六十三条 公正取引委員会は、第五十六条第一項の規定により審判官に審判手続の全部又は一部を行わせた場合において、被審人又はその代理人の申出があるときは、これらの者が直接公正取引委員会に対し陳述する機会を与えなければならない。ただし、第五十二条第三項の規定により納付命令に係る審判手続が開始された場合において、当該納付命令に係る違反行為についての排除措置命令に係る審決において当該違反行為が認定されているときは、この限りでない。

審判規則第75条～第78条

(審決案に対する異議の申立て)

第七十五条 審査官及び被審人又はその代理人は、審決案の謄本の送達を受けた日から二週間以内に委員会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。

(陳述の申出)

第七十六条 被審人又はその代理人は、法第六十三条の規定に基づいて陳述の申出をしようとするときは、前条の期間が経過する日までに、委員会に対し、その旨及び陳述の要旨を記載した文書を提出しなければならない。

2 前項の陳述の申出があったときは、委員会は、前条の期間が経過した後、遅滞なく、陳述聴取の期日を指定し、かつ、陳述聴取の日時、場所その他必要事項を記載した通知書を被審人又はその代理人に送達するものとする。

(陳述聴取の実施)

第七十七条 被審人又はその代理人は、陳述聴取の期日に出頭することができないときは、その理由を明らかにして、遅滞なく、その旨を委員長に届け出なければならない。

2 委員長は、必要があると認める場合には、陳述聴取の期日を変更することができる。

3 陳述聴取の期日における陳述聴取の指揮は、委員長がこれを行う。

4 陳述聴取の期日には、被審人又はその代理人は、前条第一項の規定により提出した文書に基づいて陳述するものとする。

5 陳述聴取に関しては、審判事務職員が、陳述された意見の要旨その他必要な事項を記載した調書を作成して記名押印し、かつ、委員長がこれに認印しなければならない。

6 陳述聴取の期日に、被審人又はその代理人が正当な理由なく出頭しない場合には、陳述の申出を撤回したものとみなす。

7 第七十一条の規定は、陳述聴取に準用する。

(審決案に基づく審決)

第七十八条 委員会は、第七十五条の期間を経過した後(法第六十三条の規定に基づいて陳述の申出があったときは、陳述の機会を与えた後)、第七十三条の規定に基づいて提出された事件記録並びに第七十五条の規定に基づいて提出された異議の申立書及び前条の規定に基づいて聴取した陳述に基づいて、審決案を調査した結果、審決案を適当と認めるときは、直ちに審決案の内容と同じ審決をすることができる。

2 前項の調査の結果、委員会が異議若しくは陳述を理由であると認めるとき、その他必要があると認めるときは、審決案の内容と異なる審決をし、又は事件について自ら審判を開き、若しくは審判官に対し更に審理すべき点を指示して審判手続の再開を命ずることができる。

直接陳述の意義

直接陳述の後、審判手続を再開した例

- ・ 平成11年(判)第4号:日立造船(株)ほか4名に対する件
(平成18年6月27日審決 ごみ焼却炉入札談合事件)
- ・ 平成11年(判)第7号コスモ石油(株)ほか2名に対する件
(審判中 ジェット燃料入札談合事件)

直接陳述の内容等に対する考え方が審決で示されている例

- ・ 平成10年(判)第28号:(株)東芝及び日本電気(株)に対する件
(平成15年6月27日審決 郵便区分機入札談合事件)

「…ところで、被審人株式会社東芝及び同日本電気株式会社(以下「被審人2社」という。)は、当委員会に対し、郵政省が発注する郵便番号自動読取区分機類(以下「区分機類」という。)は、…被審人2社間には競争関係は存在せず、また、競争関係が存在しなかった以上、被審人2社が入札談合に係る意思の連絡をする必要はなく、現に被審人2社間には受注調整と目されるような意思の連絡はなかったから、違反行為はなかった旨主張し、審決案は前記状況を看過した誤った判断をしているものであるとして、その旨の異議の申立てを行うとともに、同旨の陳述を行った。

そこで、審決案を調査するに、審決案が認定しているように、…被審人2社は、この共通の認識に基づいて受注予定者を決定し、区分機類を受注していたものと認められる。(中略)このような事実関係に照らせば、被審人2社が、…共同して、郵政省が一般競争入札の方法により発注する区分機類について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同省が一般競争入札の方法により発注する区分機類の取引分野における競争を実質的に制限していたと認めることができる。」